令和2年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管 自動車安全特別会計(保障勘定)

(単位・千円)

目期甲女至特別会計(保障勘定)	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		(単位:十円) 備考
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1佣 与
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	5	0	_	-	5	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完 成)	-	-	21	390	21	390	過怠金債権 390
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停 止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	1	3	147	366, 956	148	366, 959	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み)	_	-	138	333, 569	138	333, 569	損害賠償金債権 330,805
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結 了)	-		2	450	2	450	返納金債権 450
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	1	400	1	400	返納金債権 400
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定に より債務者が免責)	1	3	5	29, 657	6	29, 660	損害賠償金債権 29,660
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定)	-	-	1	2, 880	1	2, 880	損害賠償金債権 2,880

令和3年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管 自動車安全特別会計(保障勘定)

(単位・千円)

目 国 国 国 国 国 国 国	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		=-		(単位:十円) 備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1佣 与
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	4	0	1	0	5	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完 成)	-	-	5	0	5	0	過怠金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停 止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	3	35, 893	87	427, 353	90	463, 247	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み)	1	2, 044	84	409, 217	85	411, 262	損害賠償金債権 318, 218
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結 了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定に より債務者が免責)	2	33, 848	3	18, 136	5	51, 985	損害賠償金債権 35,394 延滞金債権 16,590
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	_	

令和4年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管 自動車安全特別会計(保障勘定)

(畄位, 千田)

目動車安全特別会計(保障勘定)	本年度発生債権分 前年度以前			前発生債権分 計			(単位:千円)
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	2	0	2	0	112		損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完 成)	-	-	53	8	53	8	過怠金債権 8
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停 止)	-	-	-	-	_	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	2	3, 789	83	644, 039	85	647, 829	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み)	-	-	57	525, 021	57	525, 021	損害賠償金債権 523, 296
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結 了)	_	-	_	_	_	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	1	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定に より債務者が免責)	2	3, 789	26	119, 018	28	122, 808	損害賠償金債権 122,808
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	_	-	